

| | |
|--|--------------------------------------|
| 【表紙】 | |
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年6月17日 |
| 【発行者名】 | BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 島崎 亮平 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー |
| 【事務連絡者氏名】 | 芳野 隆之 |
| 【電話番号】 | 03-6377-2929 |
| 【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】 | エース新小型成長株オープン |
| 【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】 | 200億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年1月28日付をもって提出した有価証券届出書において、約款変更に伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

下線部 _____ は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬は、ファンドの日々の純資産総額に、年率1.296%（税抜 1.20%）を乗じて得た額とします。信託報酬の配分は、下記の通りです。

| 信託報酬の総額 | | 年率 1.296%（税抜 1.20%） | |
|---------|------|---------------------|---|
| 配分 | 委託会社 | 年率 0.378%（税抜 0.35%） | 委託した資金の運用の対価 |
| | 販売会社 | 年率 0.81%（税抜 0.75%） | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
| | 受託会社 | 年率 0.108%（税抜 0.10%） | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |

上記 項の信託報酬は、毎日計算され、ファンドの毎計算期末または償還時にファンドからご負担いただきます。

上記 項の信託報酬に対する消費税等相当額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

委託会社は、上記 項の基本報酬に加えて、運用実績が一定の水準以上に達したとき、下記 項に掲げる基準及び計算式で算出された金額を、委託会社の信託報酬のうち実績報酬として信託財産より収受します。

実績報酬の基準

委託会社は、決算日前日における基準価額が、過去の決算日（設定日を含む）における最も高い基準価額を超えた部分について、同差額の21.6%（税抜 20%）を実績報酬として受領します。

実績報酬は、次の計算式を用いて算出した額とします。

$$[\text{実績報酬算出日の前営業日の基準価額} - \text{過去の決算日（設定日を含む）における最も高い基準価額}] \times \text{受益権総口数} \times 21.6\%$$

上記の実績報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含む）信託財産中から支弁します。また、信託報酬に係る消費税等相当額が、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁されます。

<訂正後>

信託報酬は、ファンドの日々の純資産総額に、年率1.296%（税抜 1.20%）を乗じて得た額とします。信託報酬の配分は、下記の通りです。

| 信託報酬の総額 | | 年率 1.296%（税抜 1.20%） | |
|---------|------|---------------------|---|
| 配分 | 委託会社 | 年率 0.378%（税抜 0.35%） | 委託した資金の運用の対価 |
| | 販売会社 | 年率 0.81%（税抜 0.75%） | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
| | 受託会社 | 年率 0.108%（税抜 0.10%） | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |

上記 項の信託報酬は、毎日計算され、ファンドの毎計算期末または償還時にファンドからご負担いただきます。

上記 項の信託報酬に対する消費税等相当額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

信託約款

平成28年6月17日付で、信託約款第42条を以下の通り変更します。

信託約款新旧対照表

下線は変更箇所を示します。

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>【信託報酬の額および支弁の方法】 第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の120の率を乗じて得た額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。 前項の信託報酬は、毎計算期間のおよび毎計算期末、または信託終了のときに信託財産中から支弁します。 第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。 (削除)</p> <p>(削除)</p> | <p>【信託報酬の額および支弁の方法】 第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の120の率を乗じて得た額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。 前項の信託報酬は、毎計算期間のおよび毎計算期末、または信託終了のときに信託財産中から支弁します。 第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。 <u>委託者は第1項の基本報酬に加えて、運用実績が一定の水準以上に達したとき、次の項に掲げる基準および計算式で算出された金額を、委託者の信託報酬のうち実績報酬として信託財産より収受します。</u> <u>実績報酬の基準</u> <u>委託者は、決算日前日における基準価額が、過去の決算日における最も高い基準価額を超えた部分について、同差額の20% (税抜) を実績報酬として受領します。実績報酬は、次の計算式を用いて算出した額とします。</u> <u>[実績報酬算出日の前営業日の基準価額 - 過去の決算日における最も高い基準価額] × 受益権総口数 × 20% (税抜)</u> <u>上記の実績報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき (期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含む) 信託財産中から支弁します。また、信託報酬に係る消費税等に相当する金額が、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁されます。</u></p> |